

第 1 章 計画策定の背景

1 国・県の取り組み

(1) 国の取り組み

国は、平成 11 年（1999 年）6 月に施行した「男女共同参画社会基本法」の理念に沿い、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、平成 13 年（2001 年）10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV（※1）防止法」という。）」を施行しました。

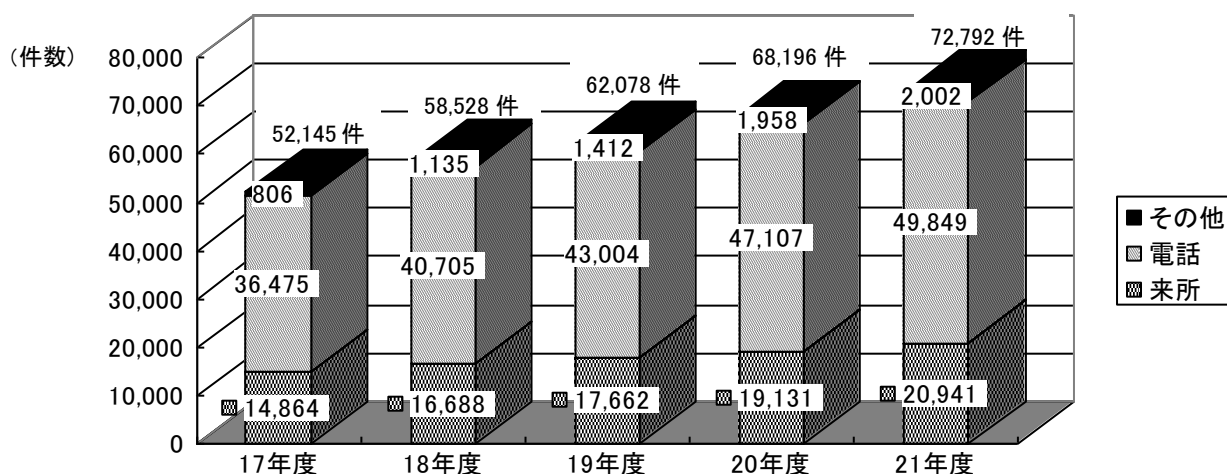
この法律により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制が整備され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が図られることになりました。

平成 16 年（2004 年）12 月に施行された 1 回目の改正 DV 防止法では、身体への暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も「ドメスティック・バイオレンス（DV）（※1）」とされ、「DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。」と位置づけ、DV の定義が拡大されたほか、「被害者の子への接近禁止命令」、「退去命令の期間の拡大」、「退去命令の再度の申立て」など、DV 被害者を保護するための方策の強化が図られました。

また、DV の防止及び被害者の保護のための施策について、国の基本方針の策定及び都道府県における基本計画の策定が義務づけられるとともに、DV の防止、被害者の保護に加え、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明示されました。

平成 20 年（2008 年）1 月には、2 回目の DV 防止法の改正が行われました。この改正では、被害者の親族等も保護命令の対象となるなど、さらに保護命令制度の拡充が図られるとともに、市町村は、基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター（※2）業務を実施することが努力義務とされました。

◆全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



（資料：内閣府作成平成 23 年版「男女共同参画白書」より作成）

（２）千葉県を取り組み

千葉県は、DV防止法の本格施行に先立ち、平成 13 年（2001 年）7 月に、DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体により構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置し、同年 11 月には、相談、一時保護、生活再建支援のために婦人相談所における 24 時間・年中無休の電話相談や一時保護室の拡充を行いました。

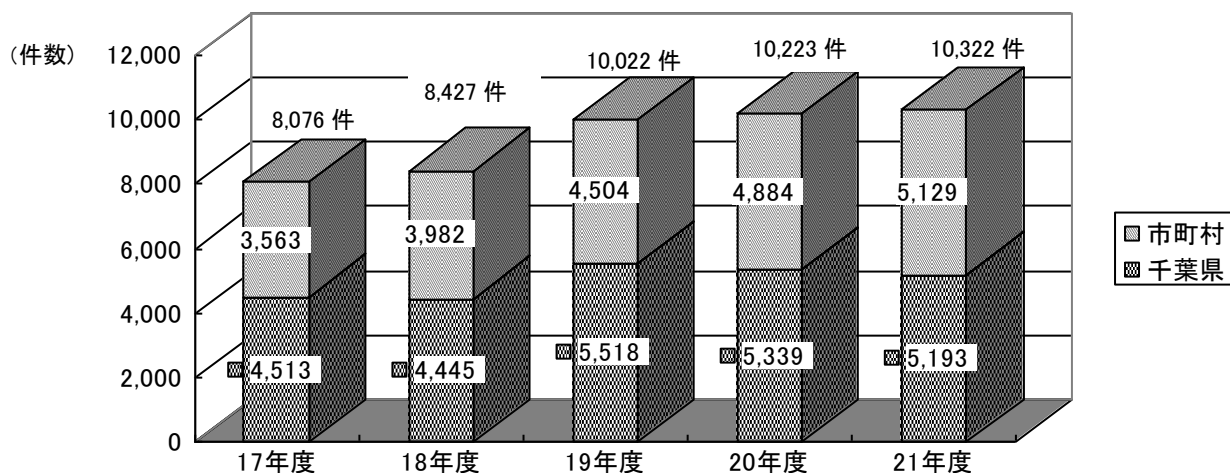
DV防止法が本格施行された平成 14 年（2002 年）4 月 1 日には、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、婦人相談所を改組した「千葉県女性サポートセンター」を開設するとともに、地域における配偶者暴力相談支援センターとして「女性センター」（平成 18 年（2006 年）3 月廃止・同年 8 月からは「ちば県民共生センター」として 2 か所に設置）を指定しました。

また、平成 16 年（2004 年）6 月からは、県内の各健康福祉センターを「配偶者暴力相談支援センター」として指定し、DV防止法の範囲にかかわらずDV被害者への支援を幅広く行うとともに、市町村や関係機関に対し、協力を求め取り組んできました。

平成 18 年（2006 年）3 月には、平成 16 年（2004 年）12 月のDV防止法の改正による都道府県の基本計画策定の義務付けを受け、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

平成 20 年度には、暴力の発生を未然に防ぎ、再発を防止するための「加害者教育プログラム（暴力と向き合う教育講座）」に取り組み、その成果を調査研究報告書としてまとめました。

◆千葉県・市町村におけるDV相談受案件数



（資料：内閣府作成平成 23 年版「男女共同参画白書」より作成）

◆千葉県におけるDVを理由とする一時保護件数

(単位: 件)

年度	総数
平成 17 年度	105
平成 18 年度	84
平成 19 年度	127
平成 20 年度	95
平成 21 年度	101

(資料: 平成 22 年度千葉県男女共同参画白書より抜粋)

◆千葉県警察本部におけるDV事案の相談受理状況

(単位: 件)

	総数(対応票 作成件数)	加害者との 関係	件数	割合	被害者の 性別	件数	割合
平成 17 年度	542	婚姻	479	88.4%	女性	540	99.6%
		内縁	63	11.6%	男性	2	0.4%
平成 18 年度	504	婚姻	452	89.7%	女性	499	99.0%
		内縁	52	10.3%	男性	5	1.0%
平成 19 年度	778	婚姻	692	88.9%	女性	768	98.7%
		内縁	86	11.1%	男性	10	1.3%
平成 20 年度	1,051	婚姻	914	87.0%	女性	1,041	99.1%
		内縁	137	13.0%	男性	10	0.9%
平成 21 年度	1,225	婚姻	1,066	87.0%	女性	1,207	98.5%
		内縁	159	13.0%	男性	18	1.5%

(資料: 平成 22 年度千葉県男女共同参画白書より抜粋)

※1 DV (ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence)

夫婦間・パートナー間の暴力をDV (ドメスティック・バイオレンス) といいます。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害になります。

※2 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、相談や相談機関の紹介、自立して生活することを促進するための情報提供、保護命令制度についての情報提供などを行っている施設。千葉県では、女性サポートセンター、県民共生センター、各健康福祉センターなど 16 か所、市では野田市、市川市が設置しています。

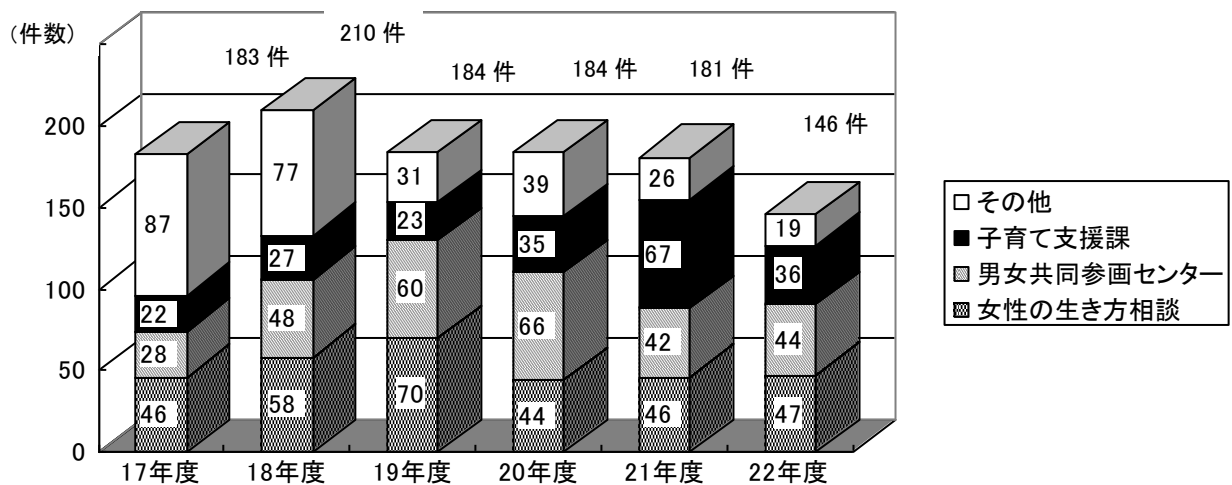
2 本市の取り組み

本市は、女性が抱えるあらゆる悩みに応じる相談事業として、平成9年（1997年）より、専門相談員による「女性の生き方相談」を開始し、DV やセクシュアル・ハラスメント（※3）等の女性の人権に関する相談に対応してきました。

事業開始当初は、相談実施回数を月2回の実施としていましたが、相談件数の増加に伴い、平成15年（2003年）には月4回の実施とし、相談者の需要に対応しています。

平成16年（2004年）7月に施行した「習志野市男女共同参画推進条例」では、第14条に「性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする」としており、男女共同参画センターでは、職員が、DV等の相談について相談者等から状況を伺うとともに、適切な相談機関への案内や他部署との連携、情報提供を行っています。

◆習志野市におけるDV相談受理件数



※「その他」については、すぐきく課（法律相談）、社会福祉課（人権相談）、安全対策課、健康支援課、ヘルスステーション・地域包括支援センターの相談窓口において受理したもの。

※「DV相談受理件数」については、原則として、DVを主訴とするものを計上した。

※3 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

雇用場等で起きる「性的いやがらせ」をいいます。具体的には、「相手側の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいい、平成11年（1999年）4月から施行された男女雇用機会均等法において事業主の雇用管理上の配慮が義務づけられました。

◆習志野市「女性の生き方相談」における DV 相談件数

(単位:件)

年度	相談総数	うちDV相談件数	割合
平成 17 年度	168	46	27.4%
平成 18 年度	176	58	33.0%
平成 19 年度	191	70	36.6%
平成 20 年度	194	44	22.7%
平成 21 年度	203	46	22.7%
平成 22 年度	194	47	24.2%

◆習志野市男女共同参画センターにおける DV 相談件数

(単位:件)

年度	相談総数	うち DV 相談 件数	内訳	
			電話	来所
平成 17 年度	62	28	6	22
平成 18 年度	67	48	15	33
平成 19 年度	71	60	35	25
平成 20 年度	78	66	36	30
平成 21 年度	52	42	18	24
平成 22 年度	65	44	10	34

◆習志野市における DV を理由とする一時保護件数

(単位:件)

年度	総数	内訳	
		男女共同参画センター	子育て支援課他
平成 17 年度	3	1	2
平成 18 年度	6	0	6
平成 19 年度	1	0	1
平成 20 年度	6	1	5
平成 21 年度	4	1	3
平成 22 年度	1	0	1

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になっています。また、DVは、外部からその発見が困難であるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このようなDVを許さない社会の実現は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本市は、平成16年（2004年）7月に「習志野市男女共同参画推進条例」を施行し、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害への対応について位置づけるとともに、平成20年（2008年）3月に策定した「習志野市男女共同参画基本計画」では、基本目標の一つに「人権の尊重」を位置づけ、女性と男性に生じる暴力の防止と対応についての具体的事業を設定し、取り組んできました。

そこで、本市では、平成20年（2008年）1月に施行された改正DV防止法で、市町村の基本計画の策定が努力義務となったことを受け、また、DVの防止と被害者支援への取り組みを明確にするため、男女共同参画基本計画に基づく平成23年度（2011年度）の取り組みとして、本計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、「習志野市男女共同参画基本計画」（平成20年度（2008年度）～平成26年度（2014年度））の「分野別計画」として策定するものです。なお、DV防止法第2条の3第3項（資料4参照）に基づく計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3年間とします。

なお、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとします。